土地開発協議の手引き

令和８年１０月改訂

大村市都市計画課

目　次

１　土地開発協議の概要

（１）土地開発協議とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）土地開発協議の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（３）土地開発の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（４）国等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（５）適用除外について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

２　土地開発協議の申請と手続き

（１）申請の流れと手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（２）関係部局について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（３）提出図書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（４）書類の作成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（５）雨水排水計画に関する技術基準　・・・・・・・・・・・・・　１４

３　土地開発協議に関する注意事項

（１）土地開発協議の同意に必要な要件について　・・・・・・・・　１６

（２）関係法令の手続きに係る留意点　・・・・・・・・・・・・・　１７

（３）条例違反に対する指導と勧告について　・・・・・・・・・・　１８

（４）よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

1　土地開発協議の概要

（1）土地開発協議とは

大村市における土地開発協議とは、大村市環境保全条例第 6 条に基づく手続きです。大村市内で、1,000 平方メートル以上の土地開発（土地の区画形質の変更）を行う場合は、その計画について事前に市と土地開発に関する協議を行い、市長の同意を得なければなりません。

大村市環境保全条例　第 6 条（抜粋）

（土地開発）
第 6 条　大村市内において 1,000 平方メートル以上の土地開発を行おうとする者(以下「施行者」という。)は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。
(1)　開発地区内の給水及び排水施設の計画
(2)　当該開発により予想される公害等の防止計画
(3)　その他市長が必要と認める事項

（2）土地開発協議の目的

無秩序な土地開発を防止するとともに、周辺環境への影響や安全性について協議を行うことにより、より良い生活環境を創出し、快適で健康的なやすらぎのあるまちづくりに寄与することを目的としています。

（3）土地開発の定義

大村市における土地開発とは「土地の区画形質の変更」を行うことをいいます。土地の区画形質の変更は具体的に以下のような行為をいいます。

区画の変更 … 従前の土地（敷地）の区画を変更すること
（例：１宅地であった土地を 4 分割し分譲する）

形状の変更 … 土地の形状を変更すること
（例：傾斜がある土地を切土、盛土で平坦に造成して宅地にする）

形質の変更 … 土地の利用形態上の性質を変更すること
（例：農地を宅地にする）※地目の変更
（例：飲食店用地を会社事務所用地にする）※利用形態の変更

ただし、1,000 平方メートル以上の土地において、上記の土地の区画形質の変更を伴わない土地開発についても、大村市土地開発指導要綱第 13 条に基づき、規則に準じた協議を行わなければならない場合があります。そのため、土地開発協議の要否については、事前に大村市都市計画課へお問い合わせください。

大村市土地開発指導要綱　第 13 条（抜粋）

（土地の区画形質の変更を伴わない土地開発）
第 13 条　1,000 平方メートル以上の土地において、土地の区画形質の変更を伴わない土地開発（個人住宅の建設及び増築又は改築後の建物の規模が従前の建物と同程度以下と認められる増築又は改築を除く。）を行おうとする者は、条例の規定に準じた協議をおこなわなければならない。

（4）国等に関する特例

国又は地方公共団体（市長が指定する団体等含む。以下「国等」という。）が土地開発を行う場合は、あらかじめ市長に通知するものとしています。通知の場合、提出図書は同じですが、随時受付しており協議会は必要がない限り省略するものとしています。

（５）適用除外について

条例及び要綱に定める以下の土地開発については、適用除外となります。

大村市環境保全条例　第９条（抜粋）

（適用除外）
第９条　第６条、第６条の２及び第８条の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
（1）都市計画法第 29 条第１項又は第２項の規定による許可を要する開発行為（※1）
（2）森林法第 10 条の２の規定による許可を要する開発行為
（3）非常災害のための土地開発
（4）前３号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

大村市土地開発指導要綱　第６条（抜粋）

（適用除外）
第６条　条例第９条第１項第４号に規定する市長が定めるものは、次に掲げるものとする。
（1）公有水面埋立法第２条第１項の免許を受けて行う埋立
（2） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項又は第 15 条第１項の規定による許可を要する開発行為
（3）採石法第 33 条の規定による許可を要する開発行為
（4）砂利採取法第 16 条の規定による許可を要する開発行為
（5）租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定事務に係る事前審査を行う宅地造成
（6）長崎県土地利用指導要綱の規定に基づき事前協議を行う開発行為

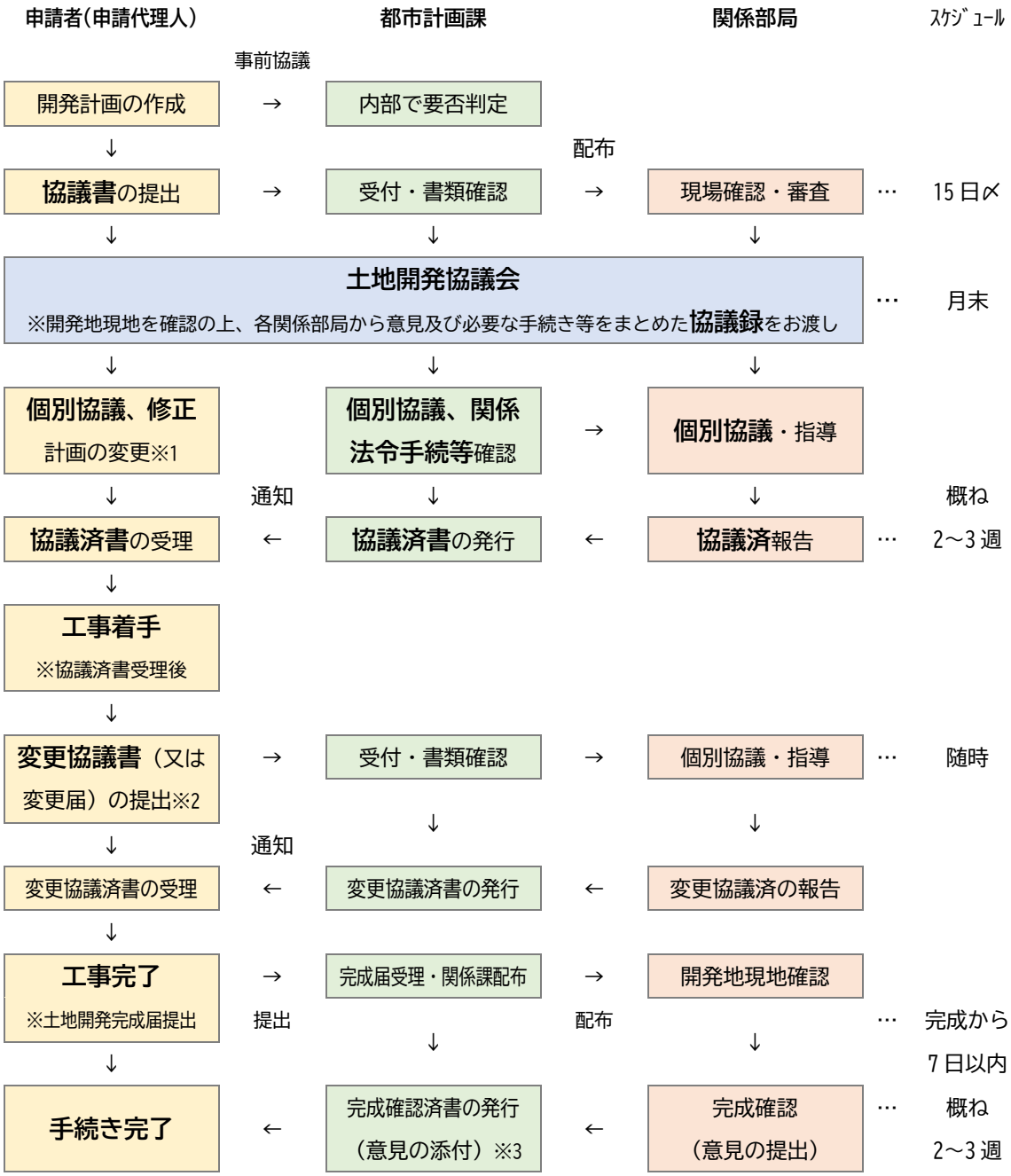
適用除外については、条例及び要綱に基づき適正に判定する必要がありますので、工事計画書等を準備の上、事前に都市計画課と協議していただきますようお願いします。

（※１）都市計画法第 29 条に基づく開発許可の要否を協議する「開発事前協議」を経て、「開発許可不要」と判断された案件についても、必要に応じて土地開発協議を行っていただく場合があります。

2　土地開発協議の申請と手続き

（1）申請の流れと手続き

申請の流れと手続きについては、下記のフロー図を参照ください。



※1　個別協議で変更になった図面や計算書などは同意前に差し替えを行っていただく場合があります。

※2　開発計画に変更が生じた場合は、随時、変更協議書（又は変更届）の提出をお願いします。

※3　必要に応じて完成確認済書に意見を付す場合があります。

（2）関係部局について

土地開発協議書を提出いただいた後、以下の関係部局に関係書類を配布し、必要に応じて開発地の現場を確認の上、開発計画に対する意見や関係法令に基づく手続きなどについてお伝えします。関係部局の主な所掌事務は以下のとおりです。

（関係部局一覧）

課名	土地開発に係る主な所掌事務	住所・連絡先
道路管理課	・市道及び法定外公共物の管理（施工、占用）に関すること ・市道の認定、道路区域に関すること ・市道の境界に関すること	大村市玖島 1 丁目 25 番地 TEL：0957-53-4111
河川公園課	・公園の管理（施工、占用）関すること ・河川の管理（施工、占用）に関すること ・急傾斜地、土砂災害に関すること	
建築課	・確認申請に関すること ・位置指定道路に関すること ・建設工事に係るリサイクル法に関すること ・中高層条例に関すること	
環境保全課	・騒音、振動に関すること ・水質汚濁に関すること	
農業委員会事務局	・農地の転用に関すること ・農地の改良に関すること	
農林水産振興課	・農地（農用地、農振地域）に関すること	
農林水産整備課	・農道の管理に関すること ・農業用水路に関すること ・森林の伐採に関すること	
文化振興課	・埋蔵文化財に関すること ・指定文化財に関すること	
企画政策課	・国土利用計画法（土地売買等取引）に関すること ・重要土地取引に関すること ・地下水の利用に関すること	
安全対策課	・ハザードエリアに関すること ・消防水利に関すること	
都市計画課	・土地開発協議に関すること ・屋外広告物に関すること ・景観法に基づく届出に関すること	
水道工務課	・給水に関すること ・上水道の接続に関すること	大村市西三城町 124 番地 TEL：0957-53-1114
下水道工務課	・汚水及び雨水に関すること ・下水道の接続に関すること	大村市西三城町 124 番地 TEL：0957-53-1682
環境センター	・ゴミの収集・運搬に関すること ・ゴミステーションに関すること	大村市森園町 1470 番地 TEL：0957-54-3100
県央振興局建築課	・開発許可に関すること（※必要に応じて）	諫早市永昌東町 25 番地 8 TEL：0957-22-0010
県土木部盛土対策室	・盛土規制法に関すること（※必要に応じて）	長崎市尾上町 3 番地 1 TEL：095-894-3133

○土地開発協議録について

土地開発協議会の際に、関係部局からの意見や必要な手続きなどをまとめた土地開発協議録をお渡しします。土地開発の同意前に関係部局との個別協議の内容と経過をまとめた協議録を提出していただきます。（必要に応じてデータでお渡しします。）

（協議録の記載例）

土 地 開 発 協 議 録

台帳第●号　　開発区域　大村市　●●町　●●-●　　令和●年●月●日

開発面積　●,●●●m2　　（●●用地造成）

協議者：　株式会社●●●●　代表取締役 ●●●●

申請代理者：　●●設計株式会社　代表取締役 ●●●●　担当 ●●●●

課　名	協　議　内　容	回　答　（協　議　結　果）
○○課	①○○条例に基づき○○申請書を提出してください。 ②開発区域が法定外公共物を含んでいるため、○○課と法定外公共物利用について協議をお願いします。 ③既設の交通安全施設について、○○署の意見を踏まえ移設又は撤去の検討をお願いします。 **個別協議：要**	①了解しました。着手前に○○申請書を提出します。 ②協議の結果、払い下げを行います。 ③○○署と協議した結果、交通安全施設は撤去します。 **個別協議済：○月○日　担当：○○**
△△課	①△△図及び△△計算書を提出し、△△管の詳細及び施工方法について、△△グループと個別協議を行ってください。 ②△△条例に基づき設計・施工を行ってください。 **個別協議：要**	①資料を提出の上、△△グループと協議を行った結果、△△管を ②△△条例に基づき設計・施工を行います。 **個別協議済：△月△日　担当：△△**
□□ｾﾝﾀｰ	①□□ｽﾃｰｼｮﾝは、事前に土地所有者、近隣住民と協議して開発地内に設置してください。 ②□□庫容量について協議をお願いします。 **個別協議：要**	①関係者と協議し、開発地内に設置する計画としました。（別図参照） ②協議の結果、□□庫の容量を変更しましたので、構造図を差し替えます。 **個別協議済：□月□日　担当：□□**
▽▽課	①▽▽に該当する場合は▽▽届出を提出してください。 **個別協議：不要**	①必要に応じて▽▽届出を提出します。 ~~**個別協議済：　月　日　担当：**~~
⋮	⋮	⋮
記載の仕方	※各関係部局から計画に対する意見や関係法令に基づく必要な手続きなどについて記載しています。各事項に対して必要に応じて個別協議を行ってください。	**※協議の内容を踏まえ意見に対する回答を第三者が見ても分かるように、できる限り詳しく記載してください。** **※協議が完了した日と協議担当者の名前を記載してください。**

（3）提出図書について

土地開発協議書（様式第 1 号）に添付する書類については以下のとおりです。

【提出書類・図面】

- □ 1 土地開発（変更）協議書（様式第 1 号）
- □ 2 周知状況報告書（様式第 3 号）
- □ 3 位置図
- □ 4 土地利用計画図
- □ 5 字図
- □ 6 現況平面図
- □ 7 実測測量図（求積図・求積表）
- □ 8 計画縦横断図
- □ 9 給排水計画図
- □ 10 雨水排水計画図
- □ 11 雨水排水流域図
- □ 12 構造図
- □ 13 流量計算書
- □ 14 その他、市長が必要と認める資料

【提出部数】

正本 1 部、書類データ一式（原則、PDF 形式）

【提出締切】

毎月 15 日（※ただし 15 日が土日祝の場合、直前の平日を締切とします。）

【提出先・問い合わせ先】

大村市都市計画課　景観開発指導グループ

TEL：0957-53-4111（内線 431）/ Mail:toshikeikaku@city.omura.nagasaki.jp

※ファイル容量が大きい場合は、大容量専用アドレスを送付します。

（4）書類の作成について

新たに土地開発協議書を提出するときに必要な書類は以下のとおりです。

1　土地開発（変更）協議書（様式第 1 号）

→　新たに土地開発協議を提出する場合、または変更を申請する場合の鑑となる書類です。

2　周知状況報告書（様式第 3 号）

→　土地開発についての周知状況を報告していただく書類です。周知を行う範囲は以下のとおり定めています。ただし、市が確認を行う最低限の範囲であるため、その他必要な周知先については随時、開発者の判断で行ってください。

大村市環境保全条例施行規則から

●開発区域に隣接する土地の所有者並びに権利を有する者
●開発区域に隣接する家屋の所有者並びに居住者
●排水により影響を受ける恐れがある者
●開発区域に関係のある自治会の代表者
●水利の利用に関係がある場合の水利組合等の代表者及び関係者
●工事中において交通に支障があると予想される者
●開発により影響を受ける恐れがある開発区域の周辺の土地の所有者並びに権利を有する者
●開発により影響を受ける恐れがある開発区域の周辺の家屋の所有者並びに居住者
●前号に挙げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

3　位置図

→　開発区域の位置を示す図面です。縮尺 1/500 程度で位置が分かりやすい図面を添付してください。

4　土地利用計画図

→　開発区域の土地利用計画を示す図面です。開発区域（単に敷地境界ではなく、開発工事を施行する範囲又は新たに土地利用を行う範囲は全て）を赤線等で囲んで明示してください。

5　字図

→　法務局で取得された字図（写しも可）を添付してください。また、開発区域を赤線等で囲んで明示するとともに、里道（赤線）及び水路（青線）は着色してください。さらに、開発区域に隣接する土地の所有者、面積、地目の記載をお願いします。

6　現況平面図

→　開発地及びその周辺の現況を示す図面です。

7　実測測量図（求積図・求積表）

→　開発地の実測した測量図と面積を算出した根拠となる図面です。

8　計画縦横断図

→　開発地の縦断、横断を示した図面です。盛土及び切土がある場合は現地盤からの変更高さ（盛土・切土高さ）を明記してください。平面図には断面線を記入してください。

9　給排水計画図

→　開発地の給水及び排水経路を示した図面です。管種・管径及び経路並びに接続等を明記してください。ただし、給排水設備が無い場合、添付は必要ありません。

10　雨水排水計画図

→　開発地の雨水排水計画を示した図面です。管種・管径及び勾配、経路、接続先等を明記してください。（11 雨水排水流域図と併用可。）

11　雨水排水流域図

→　開発地の雨水排水流域（隣接地や背後地含む）を示した図面です。流域面積及びその流域に対する雨水排水経路が明確に分かるように作成してください。（10 雨水排水計画図と併用可。）

12　構造図

→　開発地に新たに設置する構造物（擁壁、側溝、集水桝、フェンス等）の詳細図及び構造を示す図面です。

13　流量計算書

→　開発地に設置する雨水排水設備の流下能力についての計算書です。10 雨水排水計画図及び 11 雨水排水流域図と整合するように作成してください。（詳しくは P14、15 の雨水排水に関する技術基準を参照ください。）

14　その他、市長が必要と認める資料

→　土地開発計画をはじめ、関係法令の手続きなどを確認するに当たり、必要に応じてその他書類の提出をお願いする場合があります。

また、その他の申請様式とその作成要領は以下のとおりです。

書類名	様式名	内容及び作成要領
土地開発工事完成届	様式第 4 号	土地開発工事が完成したときの届出様式です。 届出は書類 1 部と PDF データで、工事完成後 7 日以内に提出をしてください。 （添付書類） ・土地利用平面図（竣工図） ・給排水計画図（竣工図）
土地開発変更届出書	様式第 6 号	軽微な変更を届出る場合の様式です。ここでいう軽微な変更とは以下のような場合をいいます。 （軽微な変更） ①区画の変更を伴わない敷地面積の変更 ②申請代理者の変更 ③工事の着手予定年月日又は工事の完成予定年月日の変更 ④前 3 項に掲げるものの他、市長が認める変更 ※上記以外の変更は様式第 1 号にて土地開発変更協議を申請してください。
土地開発協議取下届出書	様式第 7 号	土地開発協議を取り下げる場合の届出様式です。取下届出受理後、土地開発取下受理書（様式第 8 号）を交付します。
土地開発（変更）通知書	様式第 13 号	国又は地方公共団体による土地開発の場合の様式です。
土地開発工事完成通知書	様式第 15 号	国又は地方公共団体による土地開発工事完成時の様式です。

（５）雨水排水計画に関する技術基準

雨水排水計画に関する技術基準については、大村市土地開発指導要綱第 8 条に基づき、都市計画法第 29 条に規定される開発申請に準じたものとしております。具体的な設計条件については以下のとおりです。

大村市土地開発指導要綱　第 8 条（抜粋）

> （雨水排水計画）
> 第 8 条　開発地区の雨水排水施設の設計に使用する計算式及び数値は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発申請に準じたものとする。

【設計条件】

●降雨強度　I［mm/hr］

降雨強度については、降雨確率年 5 年、流達時間 10 分における降雨強度値以上を用いてください。なお、降雨強度については県が公表している最新の「長崎県降雨強度式」（県央地区）の値を採用してください。

●流出係数　C

土地状況	係数
開発区域・市街地	0.9
山林・農地・その他	0.7

※下水道区域外の流入量を算出する場合は、上記その他の流出係数を用いてください。

●流下断面

開水路の場合は 8 割水深、管路の場合は満水状態として算出してください。

●流速について

排水施設の勾配の設定においては、排水施設の摩耗や土砂堆積が生じないよう留意してください。なお、流速は原則 0.8～3.0m/sec の範囲に収まるように計画してください。流速が範囲値を超えるような場合は、必要に応じて溜桝の設置や落差工等にて流速の低減措置を講じてください。

●その他

前述したもののほか、必要な事項に関しては各管理者と個別協議をしてください。

【流量計算書】

●計画流出量の算定

計画流出量は次式のとおり、合理式による算定することとします。

$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$

Q：計画流出量（m3/sec）
C：流出係数
Ｉ：降雨強度（mm/hr）
A：集水面積（ha）

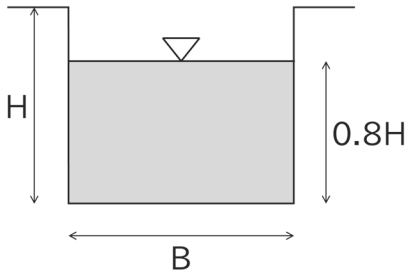
●流下能力の算定

使用公式（マニングの式）

$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q = A \cdot V$

仮定断面図



Q：設計流出量（m3/sec）
n：粗度係数
Ｉ：排水路勾配
A：流路断面積（m2）
R：径深（m）＝A／S
S：潤辺長（m）＝20.8H＋B

●管路別粗度係数

管種	粗度係数
陶管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工業製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート暗渠	0.013
硬質塩化ビニル管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010
石積み	0.025

【参考図書】開発許可制度の手引き　長崎県土木部建築課

３　土地開発協議に関する注意事項

（１）土地開発協議の同意に必要な要件について

提出された土地開発協議について同意を行う際に、下記のような条件を定めています。

１　協議済書による同意の決定通知の日から起算して３年を経過した日後においても、その同意に係る土地開発に着手しないときは、その経過した日をもってその効力を失うものとする。

２　土地開発の工事中及び工事完了後における災害の防止上必要な地盤及び法面の安全措置を講じること。

３　土地開発の施工により公害が発生した場合は、直ちに被害の拡大を防止するとともに、原因の究明その他適切な措置を講じること。

４　土地開発の施工にあたっては、公害等の発生を未然に防止するため、必要な措置を講じること。

５　土地開発の工事中交通に障害及び迷惑を及ぼさないように安全対策を講じること。

６　土地開発により第三者との間に紛争が生じたときは、すべて施行者の責任において解決すること。

７　大村市環境保全条例、大村市環境保全条例施行規則及び大村市土地開発指導要綱の規定を遵守すること。

８　土地開発を取り止めようとするときは、取下届を提出すること。

９　計画内容または工期等に変更が生じた場合は、速やかに関係各課と協議を行い、変更協議又は変更届を提出すること。

10　開発区域内に公共施設がある場合は、事前に公共施設管理者と十分な協議を行うこと。

（２）関係法令の手続きに係る留意点

土地開発協議については、関係する他法令の手続きと同時並行で進めることができますが、他法令の手続きの進捗や許認可の状況などを踏まえ、同意の可否やその時期を判断することとなります。そのため、他の関係機関と連携し情報共有を行いますので、あらかじめご了承ください。

（主な関係法令に基づく手続き）

□　農地法（農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請）

・農地の転用申請については、毎月 14 日（土日祝の場合はその前日）が締め切り日で、同月 27 日前後の農業委員会（総会）での審査を行い、農業委員会で許可証を交付します。

・原則、農地転用許可が下りた後に、土地開発協議に対する市の同意を行います。

【問い合わせ先】大村市農業委員会事務局　TEL：0957-53-4111（内 351）

□　宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

・市内全域が規制区域（宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域）に指定されています。許可が必要な規模や要件を確認し、あらかじめ必要な手続きを行ってください。

・許可権者である県とは、許可の要否、申請状況などについて、必要に応じて情報共有を行います。

【問い合わせ先】長崎県土木部盛土対策室　TEL：095-894-3133

□　建築基準法（建築確認に関する申請）

・行政又は民間の審査機関から土地開発協議の要否を確認する場合があります。

・土地開発協議と並行して確認申請を行うことはできますが、土地開発協議が済んでから造成及び建築工事等への着手をお願いします。

【問い合わせ先】大村市都市整備部建築課　TEL：0957-53-4111（内 482）

□　建築基準法（道路の位置の指定）

・建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定の手続きについては、大村市の権限になります。

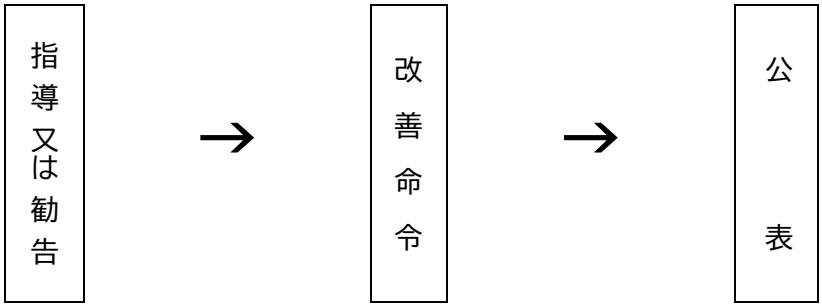
・申請にあたっては、事前に長崎県県央振興局建築課（開発行為について）、大村市都市計画課（土地開発協議について）など、関係各課との調整を行ったうえで「道路の位置の指定計画事前審査願」を大村市建築課へ提出してください。

【問い合わせ先】大村市都市整備部建築課　TEL：0957-53-4111（内 482）

（3）条例違反に対する指導と勧告について

大村市環境保全条例第 20 条に基づき、この条例の施行に関して必要と認めるときは、当該関係者に対して適切な指導又は勧告をする場合があります。また、必要に応じて他の行政機関を通じ適切な措置を講じる場合がございますので、十分留意してください。

〇指導と勧告の流れ



大村市土地開発指導要綱　第 20 条、第 21 条、第 23 条（抜粋）

（指導又は勧告）
第 20 条　市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、当該関係者に対し適切な指導又は勧告をすることができる。
2　前項の指導又は勧告に当たり必要な場合は、他の行政機関を通じ適切な措置を講ずることができる。
（改善命令）
第 21 条　市長は、前条第 1 項の指導又は勧告に従わない者に対し、必要な改善措置を講ずるよう命ずることができる。
（公表）
第 22 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを公表することができる。
（1）虚偽の記載により第 6 条第 1 項の同意を得て土地開発を行った者又は同上第 2 項に規定する指導若しくは勧告に従わない者
（2）虚偽の記載により第 7 条第 1 項の同意を得て建築物を建築した建築主又は同上第 2 項に規定する指導又は勧告に従わない建築主
（3）第 19 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者
（4）前条の規定による命令に従わない者

（4）よくある質問

Q1　敷地面積は 1,000 ㎡を超えますが、土地利用を行う範囲は 1,000 ㎡未満です。土地開発協議は必要ですか？

A1　土地利用を行う範囲が 1,000m2 未満であれば土地開発協議は不要です。ただし、土地開発協議における開発面積の考え方については、単に敷地面積ではなく土地利用をする区域や、造成工事を行う区域の面積で取扱いますので、開発区域の面積が 1,000m2 に近い場合や区域の考え方が分からない場合は、事前に都市計画課までお問い合わせください。

Q2　土地開発協議の前に開発予定地の調査（測量や地質調査など）を行うため草刈りなどの作業を行いたいのですが、事前着手になりますか？

A2　事前着手にはなりませんので、協議前に草刈りや地質調査などの準備作業を行っていただいて結構です。ただし、作業を行うに当たっては、他の必要な手続きなどを確認の上、周辺へ配慮し公害等が無いよう行ってください。

Q3　着手を急いでいます。土地開発協議を早く進めるにはどうしたらいいですか？

A3　土地開発協議書の提出は毎月 1 回（15 日〆）ですが、提出予定の計画をもってあらかじめ関係部局と個別協議を進めておくことは可能です。そうすることで、協議会から同意までの期間をできる限り短縮することは可能です。

Q4　土地開発協議を行った開発地で苦情があっていますが、市で何らか対応してもらえますか？

A4　基本的に市では対応できません。開発者の責任において対応してください。

（土地開発協議に関する問い合わせ先）

大村市都市整備部　都市計画課　景観開発指導グループ
TEL ：0957-53-4111（内431）
MAIL：toshikeikaku@city.omura.nagasaki.jp